

NITE ケミマガ 413 号で、【2018/10/16】

Technical Barriers to Trade Information Management System Reference: G/TBT/N/KOR/790

<http://tbtime.wto.org/en/RegularNotifications/View/146067?FromAllNotifications=True>

韓国環境部(MOE)は、韓国化評法に基づく重点管理物質の指定案を WTO/TBT 通報した。重点管理物質は CMR 特性を有する又は可能性のある物質、内分泌かく乱特性を有する又は可能性のある物質、難分解かつ高生体蓄積性を有する物質、特定標的臓器毒性を有する可能性のある物質、およびそれらと同等またはそれ以上の危害を及ぼす又は可能性のある物質が含まれる。この通知への意見提出は 2018/11/5 までの 20 日間としている。とする記事が掲載されました。

この重点管理物質は改正化評法（2018.3.20 公布, 2019.1.1 施行）第 2 条(定義)10 の 2、施行令第 3 条の 2（重点管理物質の指定基準）で規定され、環境部長官が定めて告示することとなっています。この WTO/TBT 通報では重点管理物質の案として別表 1 に 785 物質、別表 2 に 410 物質が指定されています（別表 1 と 2 は、施行時期の違い）。

重点管理物質を含有する製品を製造又は輸入する者には、以下の義務があります。

1) 重点管理物質が製品あたり 0.1 重量%を超えかつ物質総重量が年間 1 トンを超える場合、その製品を製造又は輸入する者は、環境部長官に事前に申告しなければならない。（改正化評法第 32 条）

この場合の製品とは改正化評法第 2 条 15 に以下のように定義されています。

：製品とは消費者が使用する物品またはその部品であり、特定の固体状態で機能を有するもの、または混合物。

事前の申告事項は以下の通り：重点管理物質の名称、含有量、有害性情報、曝露情報、用途等。

2) 重点管理物質を含有した製品を譲渡する者は、譲渡先に製品の安全な使用のための情報（物質名称、安全な使用法等）を提供しなければならない。また消費者から情報の提供を要請された場合にもその情報を提供しなければならない。（改正化評法第 35 条）